

## 都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、 居住者の居住の安定を求める意見書

国は2012年1月20日の閣議で、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を決定した。その内容は、私たちの住む団地の大家であり約76万戸の賃貸住宅を経営・管理する独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）について「本年度中に方向性について結論を得ること」、さらに機構賃貸住宅は「居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ……会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成24年夏までに結論を得る」としている。

しかし1月20日、この閣議決定の直前に行政刷新会議で決定された「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」では、機構賃貸住宅を特殊会社化となっている。もし、特殊会社化されたならば機構賃貸住宅居住者の居住の安定を維持することは大変厳しくなり、特殊会社化は、機構賃貸住宅居住者に多大の影響を及ぼすと言わざるを得ない。国は機構賃貸住宅の特殊会社化をやめるべきである。

機構賃貸住宅は、その経営・管理主体は、もともと日本住宅公団として出発し、2004年から独立行政法人都市再生機構となっているが、半世紀以上にわたって蓄積されてきたかけがえのない公共住宅である。

さらに、居住者の自治会活動が結実して良好なコミュニティが形成されている。防災活動にも活発に取り組み、地域の防災拠点の役割も果たしており、高齢者世帯の定住の場であるとともに、次世代を担う子育て世帯にとっても安心・安定の居住の場である。

泉南市内には、機構賃貸住宅の団地が2,260戸存在し、多くの市民が居住している。2011年9月に自治会が実施した「第9回団地の生活と住まいアンケート調査」では、60歳以上の世帯主が約70%を占め、年金生活者が急増し、世帯年収375万円以下が70%、そのなかで251万円以下は49%に達している。

また、78%の世帯が「機構賃貸住宅に長く住み続けたい」と願っていることから、「居住者の居住の安定」を確保するとともに、「安心して住み続けられる公共住宅」を持続させることが国の責務であると考えます。

よって、国及び政府においては、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

### 記

- 1、機構賃貸住宅は、公共住宅として本市の住宅対策をはじめ街づくりや防災計画等に積極的な役割を担っており、特殊会社化するのではなく今後とも、政府が直接関与する公共住宅として継続させること。

- 2、機構賃貸住宅は、居住者の高齢化と低収入化が急速に進んでいる一方で、子育て世帯にとっても必要な公共住宅であり、政府は、機構賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていること、及びこれまでの国会附帯決議等を十分踏まえて、居住者の居住の安定策を推進すること。
- 3、政府は、公共住宅の役割を明確にするとともに、民間・公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月28日

泉南市議会